

尼崎市監査公表第 11 号

尼崎市職員措置請求に係る通知文の公表について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により、山本良郎氏から平成 22 年 11 月 17 日付けで提出のあったみだしの措置請求について監査を行った結果、別紙のとおり同人に通知を行ったので、同条第 4 項の規定により公表する。

平成 22 年 12 月 24 日

尼崎市監査委員	須	賀	邦	郎
同	堀		智	子
同	小	柳	久	嗣
同	都	築	徳	昭

1 請求の要旨

請求人から提出された措置請求書、証拠及び請求人の陳述の内容からすれば、請求の要旨は次のとおりである。

潮江社会福祉連絡協議会（以下「潮江連協」という。）は市から無償貸与を受けた潮江福祉会館（以下「会館」という。）の管理運営を潮江福祉会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）に委ねている。運営委員会は、会館の運営において利用者から使用料等を徴収して収益を得ている。余剰金については、公金としての取扱いが必要であり、市に帰属すべきものであるにもかかわらず、地域全体のために使わずに特定団体に分配又は供与することは違法・不当である。市長はこの件を知りながら、放置しており、余剰金を市に帰属させることを怠った結果、運営委員会で外部に流出することが決まった余剰金 815 万円、及び会館には存在しないコピー機に係る助成金 577,500 円の合計 8,727,500 円（以下「本件余剰金等」という。）の財務会計上の損害が生じた。

よって、市長に対し、運営委員会から本件余剰金等を徴収する措置を講じるよう求める。

あわせて、市長は、市の施設を利用させている以上、利用状況や決算報告及び通常の維持管理、運営費用と異なる使途の予定については、必要に応じてではなく、提出を義務付け監査・指導するよう求める。

2 請求の受理

平成 22 年 11 月 17 日付けで請求のあった本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）は、要件審査の段階で、法第 242 条第 1 項に規定する要件を具備しているものと認め、同日付けでこれを受理することとした。

3 監査の対象事項

本件請求の要旨から、請求人が主張する本件余剰金等の徴収を市長が怠っていることを監査の対象とした。

なお、請求人があわせて請求している会館の利用状況や決算報告及び通常の維持管理、運営費用と異なる使途の予定についての書類の提出義務付け並びに市による監査・指導については、会館の使用貸借に係る新たな条件の付加に関する要請事項であり、財務会計上の行為には該当しないため、監査の対象としない。

4 監査の実施

(1) 監査対象部局

協働推進局

(2) 請求人の陳述

地方自治法第 242 条第 6 項の規定により、平成 22 年 12 月 6 日に陳述の機会を設け、請求人からの陳述があった。

(3) 監査対象部局に対する文書照会

平成 22 年 12 月 6 日、監査対象部局から本件請求に係る照会事項に対する文書回

答を得た。

(4) 監査の期間

平成 22 年 11 月 17 日から同年 12 月 21 日まで

5 監査の結果

(1) 事実の認定

監査対象部局からの文書回答及び関係資料によると、次のことが認められる。

ア 市立福社会館について

(ア) 意義・目的

市立福社会館は、コミュニティ活動や地域活動を行うなど、地域福祉の増進を図るための集会の場という位置づけで、地域コミュニティの育成、発展等を目的としたものである。

(イ) 管理形態等

市立福社会館は、市が普通財産として所有し、市内に 25 施設が存在し、地域に貸し付けている。

貸付先は、随意契約により、各地域の自治会的な役割を担う基礎的な単位の福祉協会、又は複数の福祉協会で構成された広域的な組織である社会福祉連絡協議会となっており、25 件の施設貸付先のうち、6 件が前者、19 件が後者である。貸付に当たっては、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第 4 条に基づき、公益上必要と認められる施設として無償とし、貸付期間を 5 年間とする使用貸借契約を締結している。

使用貸借契約書には、貸付先に対して、地域住民が集会する施設及びその他市長が特に公益上必要と認める事業に供する施設の用途に供しなければならないこと、建物、共用部分、敷地の維持管理に要する費用及び使用に要する費用を負担すること、常に善良なる管理者の注意をもって管理しなければならないことなどの条件を定めている。これらの定めを受け、具体的な管理方法については、貸付先である社会福祉連絡協議会等が定めることとなっており、市は管理運営に対する補助金等の支出は行わず、貸付先による自主管理運営としている。

イ 本件請求に係る会館について

(ア) 設置の経緯

昭和 48 年に東消防署が移転することに伴い、潮江地区に集会施設がなかったことから、市は地元の潮江連協の要望を受け、当該消防署としての用途を廃止して一部を潮江集会所に転用し、潮江連協に管理を委ねた。

昭和 56 年 4 月からは、当該施設を市立福社会館とし、名称を「潮江福社会館」に改め、潮江連協に無償貸与している。現在の会館は、潮江コミュニティ住環境整備事業の施行に伴い、平成 4 年 12 月に潮江コミュニティ住宅内に移転したものである。

(イ) 会館の使用貸借の手続

会館は、市が潮江連協会長からの平成 18 年 3 月 1 日付け公有財産貸付更新申請書を受理し、他の市立福社会館と合わせた「公有財産貸付更新による土地・建物使用貸借契約の締結について」の決裁を経て、市と潮江連協との間に平成 18 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 5 年間を使用貸借期間とする建物使用貸借契約を締結し、無償で貸付を行っている。

ウ 市、潮江連協及び運営委員会の関係について

市は会館所有者として、建物使用貸借契約により、建物の用途を定め、潮江連協に会館を無償で貸し付け、会館の管理運営を貸付先である潮江連協に委ねている。また、市は、建物使用貸借契約に基づき、建物の管理上必要があるときには、その使用状況についての立入調査等を行うことができる。

潮江連協は、会館の適切かつ民主的な運営を図るため、「潮江福社会館運営規約」を定め、潮江連協を構成する潮江地区の各福祉協会長、老人クラブ会長、防犯協会支部長、民生児童委員代表、保護司代表等諸団体代表者を構成員とする運営委員会を設置し、会館の管理運営を行わせている。

エ 会館の管理運営について

会館の管理形態については、アで述べたとおりであり、維持管理経費など管理運営に伴う収入及び支出は、潮江連協の自主的な運営に委ねられており、市は、会館の管理運営に対して補助金等の公金を支出していない。

会館の利用に関しては、潮江連協が管理運営を委ねている運営委員会が、「潮江福社会館使用規定」を定め、利用条件や利用料金等を規定して自主的に管理運営している。

また、「潮江福社会館運営規約」には、「会計の収支により余剰金は次年度に繰り越し、または尼崎市との契約事項に違反抵触しない範囲内で会館の設備、備品購入、修復事項その他会館に直接関係のある事項並びに潮江地域の福祉事業活動にのみ限定して使用し、他の用途に転用または使用してはならない。」と定められており、会館の管理運営によって生じた収支差額についても、潮江連協で管理又は処分するものであると認められる。

(2) 判 断

本件余剰金等を市長が公金として徴収することを怠っているとの請求人の主張について、前記(1)の事実の認定により、次のとおり判断する。

ア 会館の使用貸借について

会館は、市が所有する普通財産であり、貸付先からの公有財産貸付更新申請、使用貸借契約の締結についての決裁、契約の締結といった会館の貸付に係る一連の手続を経て、「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第 4 条に基づき、公益上必要と認められるものとして無償とし、建物使用貸借契約により潮江連協に対して適正に貸付けが行われている。

イ 会館の管理運営について

市は、地域住民が集会する施設及びその他市長が特に公益上必要と認める事業に供する施設の用途の範囲で会館の管理運営を潮江連協に委ねており、管理運営に対し

て補助金等の公金の支出も行っていない。

潮江連協又は潮江連協が設置した運営委員会は、利用条件や利用料金等を定めて収入を得て、会館の維持管理及び使用に要する費用を負担し、会館を自主的に管理運営している。

こうしたことから、会館の管理運営に伴う収入及び支出並びに収支差額は、潮江連協において自主的に管理、処分される性質のものであり、本件余剰金等については、市の公金には該当しない。

(3) 結 論

したがって、本件請求は、法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求の要件を具備していないと判断し、却下する。

以 上